

香川県条例第30号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第40条の4 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額</u>である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。</p>	<p>(配当割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第40条の4 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。</p>
<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第40条の5 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払をするものとする。</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第40条の5 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る<u>特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該<u>譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額</u>の支払をするものとする。</p>
<p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)</p> <p>第52条の17 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>附則第3条の2の17</u>に規定する助成金（次条及び第52条の19において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得</p>	<p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)</p> <p>第52条の17 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>附則第3条の2の19</u>に規定する助成金（次条及び第52条の19において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得</p>

の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

附 則

27 略

(配当割の特別徴収義務者の指定の特例)

28 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第40条の4に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、法第71条の31第2項の規定により県民税の配当割を徴収する場合における第40条の4の規定の適用については、同条中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

29～41 略

42 附則第40項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第40項第4号中「法附則第12条の3第4項第4号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第11項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第11項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第12項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第12項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

附 則

27 略

28～40 略

41 第39項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第39項第4号中「法附則第12条の3第4項第4号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第11項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第11項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第12項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第12項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

る。

43～46 略

47 法附則第41条第12項及び第13項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第12項及び第13項の規定」とする。

48～50 略

42～45 略

46 法附則第41条第13項及び第14項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第13項及び第14項の規定」とする。

47～49 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条の5の改正規定及び附則第46項の改正規定（同項を附則第47項とする部分を除く。）は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成27年12月31日までの間における改正後の第40条の4の規定の適用については、同条中「、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額」とあるのは、「又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等」とする。

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

3 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第2条第1号から第5号までに規定する施設のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人（同条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、10人）以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者として新たに雇用したものについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、5億円以上の場合）</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第2条第1号から第5号までに規定する施設のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人（同条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、10人）以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者として新たに雇用したものについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、5億円以上の場合）</p>

に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第30項の規定にかかわらず、100分の1とする。

に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第29項の規定にかかわらず、100分の1とする。